

## 意見陳述書

原告 アイリーン・スミス

私は、1981 年から、原発の問題に取り組んでいます。関電の株主になり、株主総会でも発言しています。

私が初めて関西電力幹部と対面したのは、1991 年の美浜原発 2 号機蒸気発生器伝熱管ギロチン破断事故直後、本社ホールで説明会が開かれた時でした。市民から責任を問われた際、ステージの上にいる豊松氏らが突然立ち上がり退場しかけ、それを引き戻したことが忘れられません。

株主として初めて総会に出向いたのは、総会屋が入り乱れていた数十年前です。それ以来、何度も株主総会に出席してきましたが、株主から提出された議案に対しても、株主が会場から質問をしても、回答にならない回答ばかりが続き、「権威さえあればアカウンタビリティは要らない」という文化を痛感してきました。

そんな中、今回の被告八木ら関電役員の尋問の法廷は、夢を見ているのではと体をつねりたくなるほど、私には新鮮で衝撃的でした。被告たちが「嘘をつかない」と宣誓し、質問に答えなければならない場を初めて目にし、私は司法の貴重さを痛感しています。ですが、証拠を示さず逃げる被告がこの場でも正しく裁かれなければ、彼らはいつまでもアカウンタビリティから逃げ続けることになります。公共性の高い企業のトップがそのような文化に居続けられれば、株主や地域の安全にも悪影響を及ぼします。

被告らは全員森山氏から受領した金品について「預かっていただけだ」と証言していますが、これを裏付ける証拠は何一つ示されていません。金品を受け取っている以上、証明責任は被告本人にあります。証拠がなければ「受領した」という判断しか成り立ちません。それでも被告の証言は「自分がそう言うからそうなのだ」に過ぎません。

私は人を信じる人間ですが、これは信じる信じないの問題ではないということを法廷の中で気付かされました。「預かっていた」という事実を示す証拠が一つもない以上、法的には着服です。「自分が言うのだから、それでもう十分だ」という考え方は、アカウンタビリティがなく

ても許されるという甘えです。そうした文化に社内取締役が浸りきっているから、取締役会に報告していなくても、「預かっていた」との証拠が何もなくても、法廷で平然としていられたのだと思います。

弁護団に届いた議事録により、関西電力が相談に行った佐々木弁護士が「預かっていたことにしろ」「森山氏は特殊な人物だと強調しろ」と指示していたことが明らかになっています。それにもかかわらず、被告は法廷でも平然と佐々木の指示通りオウム返しのように証言しています。しかしその説明はつじつまが合いません。高浜原発の早期再稼働を誰よりも願っていたはずの森山助役が、なぜ再稼働を「妨害する恐れがある」「それを懸念していた」と言えるのでしょうか。理にかなっていません。

私は 22 歳のとき、水俣病第一次訴訟で患者側が勝訴する判決が言い渡された法廷の中にいました。正義が目の目を見ることを、若い私に信じさせてくれた体験です。その炎は今も私の中にあり、消えることはありません。最近の原発裁判が国や電力会社の言い分を追認するばかりでも、司法への信頼を支えてくれています。特に最近、司法を民主主義の最後の砦と感じています。

コンビニで数百円の万引きをしても逮捕される社会で、ホワイトカラーの犯罪だけが放置されるべきではありません。証拠を示せない「預かり保管」は裁判では通用しません。豊松氏は商品券・ドル・金貨を現金 616 万円に換え自身の口座に入金しており、個人資金と混同した時点で彼の「預かっていた」との主張は成り立ちません。また、被告全員の「返還」も、吉田開発が税務調査の対象となって初めて行われたものであり、自らの判断で返したとは言えません。被告の皆さまは紳士のように振る舞われますが、証拠のない証言はお粗末であり、呆れられるべきことです。

被告らの主張には客観的な裏付けが一つもありません。証言は不自然で一貫性がないところが多くあり、行動の理由にも筋の通らないところがあり、信用できないことは明らかです。この事実を、判決で明確に指摘していただきたいと思います。